

四條畷市いじめ問題対策連絡協議会及び四條畷市いじめ問題再調査委員会規則

平成 27 年 10 月 14 日

規則第 21 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 四條畷市いじめ問題対策連絡協議会(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 四條畷市いじめ問題再調査委員会(第 4 条・第 5 条)

第 4 章 雑則(第 6 条—第 8 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成 27 年条例第 25 号)第 5 条及び第 14 条の規定に基づき、四條畷市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)及び四條畷市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 四條畷市いじめ問題対策連絡協議会

(会長及び副会長)

第 2 条 連絡協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、連絡協議会の議事に関係のある者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第 3 章 四條畷市いじめ問題再調査委員会

(委員長及び副委員長)

第4条 再調査委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 再調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 再調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 再調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、再調査委員会の議事に関係のある者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 再調査委員会の会議は、非公開とする。

第4章 雑則

(守秘義務)

第6条 連絡協議会及び再調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 連絡協議会及び再調査委員会の庶務は、子ども未来部子ども政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、連絡協議会及び再調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長及び委員長が連絡協議会及び再調査委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第9号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。